



2026年7月10日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代表取締役社長 柳瀬 重人
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋
電 話：03-6810-3028 (代表)

(開示事項の経過) 当社子会社8社に対する訴訟の和解に関するお知らせ

当社は、2024年12月19日開示「当社及び当社子会社7社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び2025年5月13日開示「(開示事項の経過) 当社及び当社子会社7社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせのとおり、太陽光パネルメーカーのSHANGHAI JINKO GREEN ENERGY ENTERPRISE MANAGEMENT CO., LTD. 及び ZHEJIANG JINKO SOLAR CO., LTD. (以下、2社を総称して「JINKO」という。) から TOYO Co., Ltd. (以下、「TOYO」という。) を含む当社子会社8社が特許侵害に関する訴訟の提起を受け (以下、「本件訴訟」という。) ておりました。その後、JINKO との間で和解が成立いたしましたので、現在の状況についてお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の和解について

JINKO と当社グループとの間で、2025年12月30日付で締結された本件訴訟に関する和解及び権利放棄に関する合意に基づき、2026年1月30日に JINKO と当社子会社間で、共同の訴訟取下げ合意書に従い、カリフォルニア州にて提起されていた本件訴訟は取り下げられました。さらに、2026年2月20日には、テキサス州にて提起されていた本件訴訟も取り下げられました。その後の経過に関し、現時点で特段の動きは見られないことから、当社として、本件訴訟については完了したという認識でございます。本件に関する開示のタイミングが遅延した理由については、2025年12月下旬以降、経営体制の変更が相次ぎ、本件に関し、当社と子会社間での情報共有がタイムリーに行われていなかったことが原因と考えております。結果として、本件に関するタイムリーな開示が実施出来なかった点については、今後改善が必要であると認識しております。

尚、和解の内容については、相手方との守秘義務の関係で、非開示とさせていただきます。

2. 今後について

当社は、本件訴訟の和解を以って、今後本件が当社の連結業績に与える影響は軽微と考えておりますが、諸要因等により、開示が必要な状況になりましたら速やかにお知らせいたします。

以 上